

株主各位

## 第11期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### <事業報告>

- 会社の新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

### <計算書類>

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2016年10月1日から2017年9月30日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sharing-tech.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

シェアリングテクノロジー株式会社

## 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等の状況

項目	第2回新株予約権			第4回新株予約権
発行年月日	2016年9月30日			2016年9月30日
区分	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役	監査役	取締役
保有者数	1名	1名	1名	1名
新株予約権の数	76個	1,634個	102個	80個
新株予約権の目的となる株式の数	7,600株	163,400株	10,200株	8,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	1,600円	1,600円	1,600円	無償
権利行使時1個当たりの行使価額	610円	610円	610円	610円
権利行使期間	2016年9月30日から 2026年9月29日まで			2018年10月1日から 2026年9月27日まで
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる			当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる

(注) 当社は、2017年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「権利行使時1個当たりの行使価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社における内部統制システムに係る体制の主な内容は、次のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 人事総務部長をコンプライアンス管理責任者として選任しており、継続的な研修などにより、全職員が法令及び定款を遵守するよう努めております。
  - ・ 内部通報制度を制定し、従業員からの法令違反行為等に関する直接的な相談・通報の窓口として人事総務部を設けることで、不祥事の未然防止を図っております。
  - ・ コンプライアンス管理責任者及び内部監査担当者が、遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスの強化を図っております。
  - ・ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更に反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 法令及び文書管理規程などのその他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等）を保存・管理し、取締役、監査役及び内部監査担当者が随時閲覧できる体制をとっております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 業務遂行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行ったうえで、リスクを網羅的・包括的に管理しております。
  - ・ 経営会議において重要事項を慎重に審議することで、事業リスクの排除、軽減を図っております。
  - ・ 内部監査担当者の内部監査により、リスクの早期発見、早期解決を図っております。

- ・経営に重大な影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部門長はすみやかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し、対策を講じることとしております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。
  - ・毎月一回定例取締役会を開催することに加え、必要に応じて、適宜、臨時取締役会を開催しております。
  - ・重要議案については、週一回開催される経営会議において事前に十分に審議したうえで、取締役会へと上程することで、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
  - ・中期経営計画及び年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を各部門長に適時にフィードバックしております。
- e. 業務の適正を確保するための体制
- ・内部監査担当者は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、現在、監査役を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとしております。
  - ・監査役を補助すべき使用人の選任については、監査役からの指名または助言を受けて決定します。
  - ・監査役を補助する使用人は、監査役補助業務に関しては監査役の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
  - ・監査役を補助すべき使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ることとしております。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査役にすみやかに報告することとなっております。
  - ・当社の取締役及び使用人が、監査役に前項の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう徹底しております。
  - ・常勤監査役は、取締役会のほか毎週開催される経営会議に出席しております。
- h. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役は、適宜、監査役と意見交換を行っております。
  - ・監査役は、必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
  - ・監査役を補助する使用人の費用等については、当該請求に係る費用が監査役を補助する使用人の職務の執行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、人事総務部による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されてございません。

(2) コンプライアンス

当社は、法令遵守と倫理に基づいた企業行動を行うため、コンプライアンス規程を策定し、当社の役職員が各々の業務遂行に当たり、各種法令、倫理、社会通念、社内規程、行動基準等に反することのないよう当社全体への継続的教育機会を設け、周知徹底を図っております。

(3) リスク管理

当社では、代表取締役及び各部門責任者にて構成される経営会議を原則週1回定期的に開催しており、リスクに関する情報共有及び情報交換を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

(5) 監査役の職務執行

監査役会は、監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

また、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

# 株主資本等変動計算書

(2016年10月1日から  
2017年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	121,248	86,248	86,248	26,772	26,772	234,269	—	234,269
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	441,600	441,600	441,600	—	—	883,200	—	883,200
新株の発行(新株予約権の行使)	7,230	7,230	7,230	—	—	14,460	—	14,460
当 期 純 利 益	—	—	—	268,128	268,128	268,128	—	268,128
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	5,246	5,246
当期変動額合計	448,830	448,830	448,830	268,128	268,128	1,165,788	5,246	1,171,035
当 期 末 残 高	570,079	535,079	535,079	294,900	294,900	1,400,058	5,246	1,405,304

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）の定額法に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当事業年度において、2017年12月に本社を移転することを決定いたしました。これにより、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、合理的であると判断される金額への見積りの変更を行いました。

また、移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を移転月までの期間に見直しを行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が7,616千円増加しており、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ同額減少しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 25,883千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	5,801,500株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	327,900株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

運転資金及び設備投資資金の調達に関しては、原則として自己資金によっておりますが、必要に応じて銀行等からの借入による資金調達を実施する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は加盟店の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金に関わる資金調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に事業所の貸借契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年一回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,578,846	1,578,846	—
(2) 売掛金	211,224		
貸倒引当金（※）	△2,600		
	208,623	208,623	—
(3) 未収入金	1,003	1,003	—
(4) 破産更生債権等	4,775		
貸倒引当金（※）	△4,775		
	—	—	—
(5) 差入保証金（注2）	148,462	148,462	—
資産計	1,936,936	1,936,936	—
(1) 未払金	98,123	98,123	—
(2) 未払費用	50,544	50,544	—
(3) 未払法人税等	129,329	129,329	—
(4) 未払消費税等	62,906	62,906	—
(5) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	135,000	135,000	—
(6) 社債 （1年内償還予定の社債含む）	232,500	231,697	△802
負債計	708,403	707,600	△802

（※） 売掛金及び破産更生債権等については、対応する貸倒引当金を控除しております。

注1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、回収見込額等により時価を算定しております。



(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価は、賃貸借契約等に基づく賃借期間を返還期限として、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

なお、国債利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(2) 負債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは全て短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の利息は全て変動金利となっております。

市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債（1年内償還予定の社債を含む）

社債の利息は全て固定金利となっております。

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

注2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2017年9月30日
差入保証金	5,058
出資金	10
合計	5,068

(※) 差入保証金（貸借対照表計上額153,521千円のうち、5,058千円）については、償還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

注3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,578,177	—	—	—
売掛金	211,224	—	—	—
未収入金	1,003	—	—	—
差入保証金	46,275	102,186	—	—
合計	1,836,681	102,186	—	—

(※) 破産更生債権4,775千円については、償還予定額が見込めないため上表に含めておりません。

注4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	57,500
長期借入金	30,000	30,000	30,000	30,000	15,000	—
合計	65,000	65,000	65,000	65,000	50,000	57,500

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
ソフトウェア	4,282
建物附属設備	1,461
貸倒引当金	2,267
賞与引当金	3,644
資産除去債務	3,605
未払事業所税	246
未払中途解約金	4,370
未払事業税	7,777
繰延税金資産計	<u>27,655</u>
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	<u>27,655</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>1,327</u>
繰延税金負債計	<u>1,327</u>
繰延税金資産純額	<u>26,327</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連当事者との取引

種類	会社等の 名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の内容 または 職業	議決権等 の 所有割合 (被所有) (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	鈴木 始	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 0.4	—	新株予約権の行 使	14,091 (23,100株)	—	—

(注) 2016年9月26日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

鈴木始氏は、2017年8月31日付で当社取締役を辞任したため、同日までの取引を記載対象としております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 241.33円

1株当たり当期純利益 50.78円

(※) 当社は2017年4月12日付にて1株を100株にする株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。